

==== 公布された規則のあらまし ====

◇現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様の改定を行う。

2 規則の概要

(1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正

職務の級が1級又は2級である職員の給料月額を1.6パーセント引き下げ、職務の級が3級である職員の給料月額を1.9パーセント引き上げる。

(2) 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正
給料表の切替えに伴う経過措置を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ (2)に伴い、平成25年3月31日までの間、給料月額がこの規則の施行の日の前日の給料の月額を1万円を超えて下回る場合は、その額から1万円を差し引いた額を支給する等の経過措置を講ずる。

ウ その他所要の経過措置を講ずる。

◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成24年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに官房長、危機管理専門官、副官房長、支所長及び臨床検査技師の職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

官房長、危機管理専門官、副官房長、支所長、臨床検査技師

イ 廃止する職

秘書、筆頭主幹

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県立病院の組織体制の再編に伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 病院局の適用管理職員等の範囲を次のとおり改める。

ア 中央手術室、中央滅菌材料室及び放射線治療室の室長を加える。

イ 副センター長、地域医療連携室及びがん相談支援室の室長並びに医療情報管理室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長を削る。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、任免する場合において知事の同意を得なければならない主要な職員（以下「主要な職員」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲を次のとおり改める。

ア 中央手術室、中央滅菌材料室及び放射線治療室の室長を加える。

イ 副センター長、地域医療連携室及びがん相談支援室の室長並びに医療情報管理室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長を削る。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成24年4月の組織改正等に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職に危機管理専門官を追加する。

2 規則の概要

(1) 公の意思の形成への参画に携わる職に危機管理専門官を追加する。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。